

入札の公告

社会福祉法人溪仁会経理規程第72条の規定により、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施するので、次のとおり公告する。

令和 5年 9月 4日

社会福祉法人 溪仁会
理事長 谷 内 好

1 入札に付する事項

- (1) 工事件名 コミュニティホーム岩内 職員宿舎新築工事
- (2) 工事場所 岩内郡岩内町字相生293番2
- (3) 工事期間 契約締結の翌日から令和6年3月15日まで
- (4) 工事概要 木造2階建
敷地面積（760.46㎡）、延床面積（329.98㎡）
- (5) 設計者名 株式会社あいアーキテクト
札幌市中央区大通西15丁目3番12号 大通西ビル405号室

2 発注者

札幌市中央区北3条西28丁目2番1号
社会福祉法人 溪仁会
理事長 谷 内 好

3 入札に参加する業者の必要な資格

本建設工事の入札に参加する者に必要な資格は、本公告日現在において次のとおりである。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）における「建築工事」の許可を有すること。
- (2) 北海道後志総合振興局管内に本社を有する単体企業であること。
- (3) 令和5年・6年の北海道における「建築工事」の競争入札参加資格がA等級に格付けされ、総合評点が1,000点以上であること。
- (4) 北海道が定めた「競争入札参加資格指名停止事務処理要領」の規定に基づく競争入札に関する指名の停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- (6) 本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (7) 過去10年間に元請として木造による延床面積300㎡以上の新築、改築の施工実績を有すること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

4 入札参加申請書等の提出に関する事項

入札参加希望者は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書に關係書類を添付して提出しなければならない。

(1) 提出の期間

令和5年9月4日(月)から9月12日(火)までの午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

社会福祉法人溪仁会 法人本部

札幌市中央区北3条西28丁目2番1号 サンビル5階

電話 011-640-6767

(3) 提出方法

(2)の場所へ持参することとし、郵送又はファクシミリによるものは受け付けない。

(4) 提出書類

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 類似工事施工実績調書

ウ 類似工事施工実績を証明する書面

(工事实績証明書又はこれに代わる書面(契約書写し又はコリンズ登録等写し))

エ 特定関係調書

オ 令和5年・6年度の北海道競争入札資格審査決定通知書の写し

カ 建設業許可通知書の写し

(5) その他

ア 申請書等の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された申請書等は返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

エ 提出期限移行における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

5 入札参加資格審査に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者が3に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和5年9月13日(水)に書面又はファクシミリにより通知する。

(2) 審査の結果入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明について、次のとおり書面(任意様式)により求めることができる。

ア 提出期限 令和5年9月14日(木)までの、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 社会福祉法人溪仁会 法人本部

札幌市中央区北3条西28丁目2番1号 サンビル5階

ウ 提出方法 イの場所へ持参することとし、郵送等又はファクシミリによるものは受け付けない。

(3) (2)の説明を求められたときは、(2)アに規定する提出期限の翌日から起算して3日以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

6 仕様書及び図面等（以下「設計図書等」という。）に関する事項

- (1) 入札参加資格があると認めた者に対し、仕様書及び図面等のデータを提供する。
- (2) 設計図書等に関する質問がある場合においては、ファクシミリ若しくは E メールにて、
質疑応答書（任意様式）により提出すること。
 - ア 提出期限 令和5年9月21日（木）までの土曜、日曜、祝日を除く、午前9時から午後5時まで
 - イ 提出場所 社会福祉法人溪仁会 法人本部
札幌市中央区北3条西28丁目2-1 サンビル5階
FAX 011-640-6768
 - ウ 提出方法 ファクシミリ以外は受け付けない。
- (3) (2) の質疑応答書は、令和5年9月22日（金）までにファクシミリにて回答する。

7 入札手続等に関する事項

- (1) 入札日時
令和5年9月29日（金） 午後3時00分
- (2) 入札場所
場所：社会福祉法人溪仁会 介護老人保健施設コミュニティホーム岩内 会議室
住所：岩内郡岩内町字野東69番地の26
電話：0135-62-3800
- (3) 入札方法
 - ア 入札の執行回数は原則として2回までとする。
 - イ アの結果予定価格に達しなかった場合には入札を中止する。
 - ウ 入札参加資格者の数が1者のときは、入札を執行しないものとする。
 - エ 郵便、電報、ファクシミリ等による入札は認めないものとする。
- (4) 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 予定価格の公表の有無
事後公表とする。
- (6) 最低制限価格の設定の有無
設定する。
- (7) 低入札価格調査基準の設定の有無
設定しない。
- (8) その他
 - ア 入札書の提出時に工事費内訳書の提出を求めるものとする。
 - イ 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

ウ 提出された資料は、返却しない。

エ 入札書及び工事費内訳書については、提出後の再提出は認めない。

8 入札無効に関する事項

次の各号に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札の公告に示した入札参加資格要件に該当しないまたは該当しなくなった者による入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をしたことが明らかになった者による入札
- (3) 北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得及びその他入札に係る条件に違反した者による入札
- (4) 入札書の提出時に工事費内訳書の提出を求めている場合において、工事費内訳書が未提出または提出された工事費内訳書が未記入であるなど不備がある者による入札

9 入札保証金に関する事項

- (1) 免除する。

10 落札者の決定に関する事項

- (1) 有効な入札書のうち、予定価格の範囲内で、最低制限価格以上で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者となった者は、落札決定後に速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

11 契約書作成に関する事項

- (1) 契約の締結
落札者が契約を締結しようとするときは、契約書案に記名押印のうえ、落札決定の日から7日以内に提出すること。
- (2) 契約保証金
免除する。
- (3) 工事完成保証人
免除する。

12 支払の条件に関する事項

- (1) 前金払 しない。
- (2) 中間前金払 しない。
- (3) 部分払 しない。
- (4) 工事完了に伴う支払（令和6年5月末日予定）
但し、北海道の補助金である「令和5年度介護サービス提供基盤等整備事業費補助金」受領後に支払いとする。

13 その他

- (1) 入札参加資格者は、北海道財務規則、北海道知事が別に定める建設工事等競争入札心得その他関係法令を遵守すること。
- (2) 談合の疑いがあると認められるときなど、入札までの間にやむを得ない事由のため、当該工事等の入札を延期または中止することがある。また、入札執行の際、入札参加資格者がいない場合または入札参加資格要件の確認の結果、入札参加資格がある者がいない場合は、入札を中止する。なお、中止となった場合でも、申請書及び関係書類の作成費用及び設計図書の複写費用は入札参加者の負担とする。
- (3) 契約締結後に、談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。
- (4) この入札の執行は公開とする。
- (5) その他この入札に関し不明な点は、社会福祉法人溪仁会法人本部に照会すること。

札幌市中央区北3条西28丁目2番1号 サンビル5階

電話：011（640）6767 FAX：011（640）6768